

令和5年第10回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年10月25日(水)
開 会 午後1時28分 閉 会 午後1時48分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(11人)
②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀 ⑤長濱 恵司
⑥山本 泰夫 ⑦松生 朋広 ⑧中村 武史 ⑨高田外喜子
⑩糺田 幸雄 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)
①屋後 浩幸
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(4人)
⑮村田 清二 ⑲稲農 幹夫 ⑳瀬戸 清明 ㉑石野 公章
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(8人)
⑬榊谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑯大谷 辰伸 ⑰川口 勝博
⑱悦永 秀雄 ㉒宮下 昇 ㉓平内 義博 ㉔濱名 猛
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
(1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(3) 農用地利用集積計画について
(4) 農地法制限除外の農地の移動届について
(5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 5番 長濱委員 6番 山本委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ご案内の時間より少し早いんですが、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席についてご報告申し上げます。1番、屋後委員さんから欠席される旨の連絡が届いております。
ただいまの出席委員は11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましてご案内します。
・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
・議案第3号 農用地利用集積計画について
・報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について
・報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
となっております。
なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお

議 長 願いいたします。

では、ただいまより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、5番 長濱委員、6番 山本委員を指名します。

よろしくお願ひします。

では、会議を開きます。

ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は329㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による7aです。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は132㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。

譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による27aです。

続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の田2筆で、面積は2,152㎡です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による78aです。

続きまして、議案書3ページをご覧ください。

整理番号4番の申請地は〇〇町の田10筆で、面積は47,425㎡です。

位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による11,293aです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

- 整理番号1番、2番、〇〇委員さん。
- 担当委員 1番につきましては、双方とも遠方でございますので、代理人の〇〇行政書士さんに確認をしております。〇〇不動産を通じてのことでありました。
- それと、2番の〇〇の物件については、〇〇さんに会ってきました。この土地は〇〇さんの家の前、道路を挟んだ前になります。その横に〇〇さんの倉庫兼車庫があります。そういうことから、〇〇さんが土地を処分するというので、これも〇〇不動産を通じて確認したということでございます。
- 2件ともに、特に問題はないと思います。
- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 整理番号3番、〇〇委員さん。
- 担当委員 6ページの地図で見てお分かりのように、①番、②番の場所、これが〇〇さんの持ち物でありましたけれども、その間にある白いところ、この場所が〇〇さんが現状耕作をいたしておる場所ということで、〇〇さんが両隣のところを〇〇さんに買っていただきたいというふうに要望していた件でありまして、2回ほど断られていた場所なんですけど、どうしてもということで、今回やっと了承を得て売買が成立したということで、〇〇さんと〇〇さん二人の確認をいたしております。
- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 整理番号4番、〇〇委員さん。
- 担当委員 4番ですけれども、譲渡人、譲受人両方にお話を聞かせていただきました。譲受人は長い間、この圃場を耕作されていて、譲渡人が買って欲しくないということで買われたということです。問題はないと思います。
- 議長 ありがとうございます。
- 担当委員さんはご異議なしということなので、ほかに、委員の皆様、何かご意見ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、原案どおり「議案第1号」は承認することに決定いたします。
- 次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案書の8ページをお願いいたします。
- 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」であります。
- 整理番号1番につきましては、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は363㎡です。
- 位置図につきましては9ページになっております。
- 申請人につきましては議案書に記載のとおりです。
- 申請目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。
- 申請地につきましては、農振地域外で第1種住居地域に指定されました

都市計画区域内であることから、第3種農地と判断いたします。

生産組合の同意を得ております。

次に、整理番号2番につきましては、〇〇町の畑1筆で、面積は106㎡です。

位置図につきましては10ページのほうをお願いいたします。

申請人につきましては議案書に記載のとおりであります。

転用目的は、駐車場用地とするための申請となっております。

申請地につきましては、農振地域内の農用地外にあり、周囲が宅地に囲まれていることから、すみません、訂正をお願いしたいんですが、規44条の1に該当するため、これ「第2種」となっておりますけれども、第3種農地と判断をいたします。これにつきましては、県のほうから指摘を受けまして訂正をするものであります。

生産組合の同意を得ております。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番は、〇〇委員さん。

事務局 すみません。〇〇委員さんのほうから、今日のご都合が悪くて欠席するというので、代わりに報告をさせていただきます。

譲渡人の〇〇さん等に確認をしまして、この申請については特に問題がないということで報告を受けております。

以上です。

議長 整理番号2番は、〇〇委員さん。

担当委員 譲渡人の〇〇さんは県外に在住しているため、おじに当たる市会議員の〇〇さんが代理人となっております。譲受人の〇〇氏の駐車場用地としての目的は、横に当初民宿〇〇というのがあり、それをリフォームして民宿〇〇という名前でリフォームされております。そのための駐車場としての用地を確保したいということで、〇〇さんと売買を合意されています。別段、問題はないと思われれます。

なお、10ページにあります現況の写真なんですけれども、当該申請地は既に舗装されております。よって、違法転用に該当されます。それで〇〇氏より申請に際して始末書が提出されている旨、報告いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

全て担当委員さんにご異議なしということなので、何かほかに、委員の方、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 では、「議案第2号」は原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書13ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田132筆、畑6筆、雑種地14筆の設定があり、合計面積は107,820㎡です。

権利設定期間別に見ますと、10年以上の田が132筆、10年以上の畑が6筆、10年以上の雑種地が14筆の権利設定となっております。

申請件数は、貸手農家が54件、借手農家が5件となります。

各筆明細の一覧は、議案書14ページから21ページに記載しております。

申請件数は54件で、新規設定が149筆、再設定が3筆となります。

なお、No.8からは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。「議案第3号」について、委員の皆様のご意見を伺います。何かございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第3号」は異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について」ご説明します。議案書22ページをご覧ください。

届出地は〇〇町の畑2筆で、全体の面積314㎡のうち54㎡が転用面積となっております。

位置図については23ページをご覧ください。

該当地は、農業振興地域内で団地が10ha以上の第1種農地に位置しています。

届出者は位置図に記載のとおりです。

転用理由は農機具格納庫を新設するものであり、農地法の許可を要しない制限除外の規定に該当します。

なお、生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。「報告第1号」について、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書24ページと25ページをご覧ください。
今回解約される農地は34筆で、面積は64,138㎡です。
対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。
事務局からの説明は以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいま「報告第2号」について、事務局より説明がありました。これについて何かご意見があればお願いします。

「報告第2号」は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

では、異議なしと認め、「報告第2号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人